

令和7年度 糸満市人材育成奨学生2次募集要項

1. 目的

進学の意欲と能力を有する学生に対し、就学に必要な学資を貸与または給与し、有能な人材を育成する。

2. 貸与を受ける資格条件

- ① 糸満市に5年以上引き続き住所を有する者（本市に5年以上住所を有していた者で、就学のため市外に住所を変更した者を含む。）又は本籍を有する者。
- ② 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院又は専修学校（専門課程のうち、修業期間が2年以上で、かつ、1,600時間以上の授業の履修を義務づけている課程に限る。）に在学している者。
- ③ 学業成績及び素行が優秀で、かつ心身共に健康である者で学校長の推薦がある者。
- ④ 他から奨学資金の貸与を受けてない者。
※他奨学金制度と併願はできますが、併用はできません。

3. 貸与の金額及び募集人員

| 区分 | 対象者 | 奨学金の額 | | 募集人員 |
|----|--|-------|--------|------|
| 貸与 | 高等専門学校（4年次、5年次及び専攻科）、短期大学、大学、大学院又は専修学校に在学する者 | 県内 | 月額 2万円 | 5名 |
| | | 県外 | 月額 4万円 | 4名 |
| | | 国外 | | |

- ① 貸与奨学金は、無利息です。
- ② 貸与期間 令和7年4月から対象となる学校の標準修業年限の終期まで貸与します。ただし、毎年1回、学業（標準的に修得すべき単位を修得しているとともに学習の意欲があり確実に卒業できる見込があること）について審査し、奨学金継続の可否を認定します。審査の結果、学業成績が著しく低下した場合等は貸与を打ち切ることがあります。

4. 申請書類（各1通）

| | 申請書類 | 取寄先 |
|---|--|-------------|
| ① | 糸満市奨学金貸与生願書（二次）（様式第1号） | 教育総務課 |
| ② | 住民票謄本（本籍記載あり） ※本人が就学のため保護者の住民票から転出している場合や、保護者が単身赴任等により住所を別にしてしている場合は、その居住先の住民票抄本（本籍記載あり）も必要となります。 | 市役所 市民課 |
| ③ | 所得証明書（令和7年度） ※世帯内の20歳以上全員分の提出が必要になります。 | 市役所 市民課 |
| ④ | 完納証明書（市税） ※年度指定なし、世帯主のみ | 市役所 税務課 |
| ⑤ | 完納証明書（健康保険税） ※年度指定なし、世帯主のみ ※保護者（世帯主）が社会保険加入者の場合は、社会保険証の写し（世帯主）を提出して下さい。 | 市役所 国民健康保険課 |
| ⑥ | 合格証書の写し（新入生）、在学証明書（在学生） | 学校 |

| | | |
|---|---|----|
| ⑦ | 糸満市奨学金貸与生推薦書（様式第2号） | 学校 |
| ⑧ | 成績証明書 ※新入生の場合、1年から3年までのもの 在学生の場合、後期までを含んだもの 例）新3年生（在学生）の場合、全学年（2年生）の1年間の成績が証明されているもの | 学校 |

5. 受付期間

令和7年9月1日（月）～令和7年11月28日（金）

午前8時30分～午後5時15分（土曜祝日除く） 郵送または窓口にて受付いたします。

6. 願書配布及び提出先

担 当：糸満市教育委員会 教育総務課 総務係

住 所：〒901-0392 糸満市潮崎町1丁目1番地 5階

TEL：098-840-8160

7. 選考及び選考結果の通知

奨学生の選考は、願書その他必要書類に基づき、糸満市奨学生選考委員会の審議を経て承認・不承認を決定します。その結果は、応募者全員に文書で通知します。

8. 承認後の提出書類

選考により承認された者には、「決定通知書」及び以下の①から③までの書類を送付します。

①から③までの書類は、奨学生本人、保護者及び連帯保証人の連名で作成し、決定通知書に記載された期限までにご提出下さい。期限までに提出がない場合は、奨学生としての承認が取り消されますので注意して下さい。

（応募の段階においては、保証人は必要ではありませんが、採用後は必要ですので、事前に見通しを立てておいて下さい。）

| 提出書類 | | 取寄先 |
|------|---|---------|
| ① | 奨学金貸与生原票 | |
| ② | 奨学金貸与金借用証書（給与の場合は不要） | 教育総務課 |
| ③ | 誓約書（給与の場合は不要） | 教育総務課 |
| ④ | 印鑑証明書（保護者及び連帯保証人） ※保護者とは別に連帯保証人（世帯外）分も必要となります。 | 市役所 市民課 |
| ⑤ | 健康診断書 ※様式は受診する医療機関のもので構いません。また、学校で受診した健康診断の写しでも可。 | 保健所・病院 |
| ⑥ | 通帳の写し（奨学生本人名義の口座） ※持参する場合は窓口で写しをいただきます。 写しを持参する場合は、奨学生の住所、氏名、口座支店名を余白にご記入下さい。 | |

※奨学生本人又は連帯保証人が応募時以降に住居登録を変更した場合は、その者の住民票抄本（本籍地記載）の提出が必要です。

9. 貸与奨学金の返還

貸与奨学金は、学資として貸与するものであり、貸与終了後（卒業、辞退、取消等）は、必ず返還しなければなりません。返還後の奨学金は、後輩の奨学資金として貸与する仕組みとなっており、返還が円滑に行われないと後輩の奨学金貸与に重大な支障を来すことになります。

なお、返還は貸与終了月の半年後から、その貸与を受けた月額を毎月返還することとなります。